

第11期滋賀県人権施策推進審議会第3回会議 概要

日時：令和4年7月27日（水）10:00～11:45

場所：滋賀県庁北新館5階 5-A会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

植村小夜子、大河原佳子、木村登代美、久保田昇志、坂元茂樹、白石恵理子、
末松史彦、杉山佐枝子、田村和宏、日野貴博、明瀬葵衣

2 議題

人権施策基本方針等関連施策について

- (1) 令和3年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況について
- (2) 令和4年度人権施策基本方針等関連施策について

3 報告事項

滋賀県人権施策推進審議会の今後の運営等について

4 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中11名出席

（うち2名（杉山委員、日野委員）は Web 会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎資料の確認

議題 人権施策基本方針等関連施策について

<資料1～3、参考1および当日追加資料に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、資料1にある各分野の今後の方向性等も踏まえて、皆様からご意見、ご助言

等をいただきたい。

委員

在日韓国人・朝鮮人の生徒のことにに関して、長浜か彦根辺りに学校として正式に認定されていない学校があると聞いたことがあるが、本当か。自分の勘違いであれば申し訳ないが、人権擁護委員のSOSミニレターの送付先に含まれていない朝鮮系の学校があると聞いたことがある。

事務局（人権教育課）

長浜や彦根の辺りにそうした学校があることは把握していないので、一度確認させていただきたい。

委員

近年、障害者の介護に関してヤングケアラーやダブルケアといった人がいるということで、県内でも調査が行われたり、当事者のネットワークが作られたりといった動きがあるが、こうした状況が人権施策の基本方針等とリンクすることはないのか。

事務局（人権施策推進課）

人権施策推進計画の中には障害者、外国人、女性等、いくつかの個別分野があり、啓発等については人権施策推進課で広く所管させていただいているが、ヤングケアラー等の個別分野については健康医療福祉部等が所管しており、子ども・青少年局や障害福祉課等の担当課が対応を検討している。人権施策推進課としては、そうした担当課と連携し、啓発や相談のネットワークづくりに関与させていただいている。

委員

人権施策の基本方針等には、個別分野の施策は上がってこないということか。

事務局（人権施策推進課）

お手元の人権施策推進計画の冊子をご覧くださいと、重要課題として「障害者の人権」や「子どもの人権」等が位置付けられていることをご確認いただけたらと思う。昨今話題となっているヤングケアラー等については個別の記載はないが、滋賀県人権尊重の社会づくり条例でも「すべての人の人権が尊重される社会」を目指すということが定められているため、個々の重要課題についてこの計画に基づいて対応させていただいている。

委員

よろしくご対応いただきたい。

会長

他のご意見等はいかがか。

委員

人権施策基本方針等関連施策の実施状況資料について、取りまとめは大変であると思うが、各項目の記載内容にばらつきがあるため、もう少し統一していただけると分かりやすいかと思う。また、実績数値の年次推移についても、細かく記載されている項目とそうでない項目があるので、できるだけ詳細に記載いただけると分かりやすいと思った。

その上で1点、資料2の16ページのNo. 6「子ども・子育て応援センター」やNo. 8の「子ども虐待ホットライン」の令和3年度の相談件数が大きく減少している印象を受けるが、この辺りにはどのような背景があるのかが分かれば教えていただきたい。実際に相談が減っているのであれば問題は無いが、コロナ禍が続く中、必ずしも減っているとも思えないので、状況を伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

実施状況資料の記載内容については、来年度以降の取りまとめ時に参考にさせていただきたい。

ご質問の件については、本日は担当部局からの出席がないため、詳細を確認して別途お答えさせていただきたいと思うが、人権相談ネットワーク協議会の研修等で様々な関係団体から聞いている情報によると、やはりコロナ禍で虐待等の問題が増えているということはあるが、その反面、コロナの影響で相談窓口に行きにくいといったこともあるようである。インターネットや電話での相談であれば問題は無いのかもしれないが、そうした背景が影響しているとも考えられるので、今日のところはお預かりし、担当部局に確認した上で回答させていただきたい。

委員

よろしく願います。

会長

他にご質問、ご意見等はないか。

委員

2点質問をさせていただきたい。1点目は当日追加資料の番号4の質問に関連して、在日韓国人・朝鮮人児童生徒に関する教育を小・中学校では社会科の公民的分野や総合的な学習の時間等を利用して実施しているということであるが、学校ボランティアをしていると、教職員が大変多忙な中で働かれている姿を見る。その状況を踏まえると、実際の指導

案であるとか、タブレット端末等で使えるパワーポイントの資料等があれば授業がやりやすいと思うが、そうした資料を作成して教職員に配布するといったことはされているのか。在日韓国人・朝鮮人児童生徒の指導に限らず、人権教育の推進ということに関して、そうした取組が行われているのかどうかを伺いたい。

もう1点は資料1の31ページの「今後の方向性」に関して、性的指向・性自認に関する周知を徹底していくという方針が伝わってきたが、周知徹底は当然のこととして、女性の分野で行われている居場所づくりやつながりづくりの取組がLGBTQや性的指向・性自認の問題についても応用できるのではないかと。現在実施している取組を少し拡大し、LGBTQの方にも広げていくということも可能なのではないかと思うので、その辺りについてお伺いしたい。

事務局（人権教育課）

まず、人権教育の資料については、在日韓国人・朝鮮人児童生徒の指導に関わる資料ではないが、新型コロナによる差別や偏見に関しては、他の様々な人権問題にも通底する部分があると考えられる。そのため、新型コロナに関する差別や偏見の問題を通して自分の生き方を考えるという趣旨の指導資料を作成し、そのデータを各学校の実情に合わせて活用しながら授業ができるよう、人権教育課のホームページにアップロードした上で、各県立学校や市町の教育委員会に周知している。

委員

そうした資料をもう少し他の問題にも広げていくといった方針はあるか。

事務局（人権教育課）

具体的な方針は今のところないが、GIGAスクール構想の件も踏まえると、そうした資料が必要ということもあると思うので、検討してまいりたい。

事務局（人権施策推進課）

2点目のご質問について、居場所づくり等の取組の必要性に関しては女性の分野だけでなく、LGBTQや外国人、障害者等でも同じであり、理解促進の次のステップあるいは同時並行で進めていくべきということはおっしゃるとおりであると考えている。ただ、LGBTQに関しても、まずは当事者の方々がどのような現状にあって、どのような困り事があるのかということも多くの人にご理解いただくことが必要であり、そもそも性別は男性・女性だけではないということ自体がまだまだ十分に理解されていない現状もある。

そのため、まずはそこを入口として、次または並行した取組として、困っている方々への対応を考えていくということで、いただいたご意見を人権施策や女性支援の担当課だけでなく、全庁的に考えていけるよう庁内で情報共有し、人権的な視点を持った施策展開を

考えてまいりたい。

会長

他のご意見等はいかがか。

委員

2点お伺いしたい。1点目は資料2の53ページのNo. 26「高齢者・障害者の生活支援権利擁護推進事業」で一般相談が91件となっていることについて、この相談はどこが受けた相談の件数なのか。権利擁護に関する相談の多くは地域包括支援センターで社会福祉士が中心になって受けているが、そうした相談の件数が反映されていないように思われるし、権利擁護の相談というのはもっとたくさんあると思われるので、ここに挙がっている一般相談91件というのはどういう相談なのかを伺いたい。

もう1点は同じく高齢者の関係で、資料2の54ページのNo. 28「高齢者権利擁護推進事業」について、高齢者権利擁護支援センターの運営委託の中で「高齢者虐待問題研究会」と「高齢者虐待防止セミナー」の参加者数が記載されているが、これらの参加者はどのような人なのか気がなったので、その辺りを説明いただけるとありがたい。

事務局（人権施策推進課）

今お尋ねいただいた相談件数および参加者数は事業所管課から報告のあった数値を紹介させていただいているものであるので、確認して改めて回答させていただくということでご容赦いただきたい。

なお、1点目の権利擁護センターについては滋賀県社会福祉協議会が、2点目の高齢者権利擁護支援センターについてはNPO法人あさがおがそれぞれ委託を受けて運営しているものであると思われるが、それぞれの相談件数等の詳細については所管課である健康福祉政策課および医療福祉推進課に確認させていただきたい。

委員

高齢者に関しては、資料1の16ページにも書かれている「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」に基づいて認知症対策、高齢者虐待防止等の取組が行われている。それらの取組と人権擁護の取組が連携していると思うが、滋賀県として横のつながりをどのようにしているのかということが分かれば、しっかり対策しているということがより明確になると思うので、よろしくお伺いしたい。

会長

他のご意見はいかがか。

委員

追加の質問にも丁寧に回答をいただき、お礼を申し上げます。

先程相談件数の減少についてのお話があったが、新型コロナをきっかけに様々な相談窓口が全国的にできており、滋賀県や各市町にも窓口があると思うが、一般県民としては「このことはどこに相談すればよいか分からない」ということがよくあるのではないかと思う。支援団体や市役所等の相談窓口には直接繋がれる場合はよいが、相談があった時にどこに繋がればよいか分からないということもたくさんあると思うので、可能であれば様々な相談窓口の一覧のようなものを審議会委員や主要な関係者に周知してもらえると非常に助かるので、お願いしたい。

それともう1点、最近大変ショッキングな事件があったが、ある宗教団体に関連する社会貢献活動団体がある。その団体が自分たちの団体が行っているイベントに参加してくれているが、果たして今度企画しているイベントに参加してもらってよいのかどうかという悩みを持っている。そのような特定の宗教に関連した差別等も今後出てくるのではないかと思うが、そうした問題に関する情報は報告資料には書かれていないので、悩みがあった時はどこに相談をすればよいのかを教えていただけるとありがたい。

事務局（人権施策推進課）

県民の皆様には様々な悩みがあり、どこに相談に行けば分からないということは正にそのとおりであり、そうした方々にどのようにアプローチして相談に繋がっていくということは大きな課題であると認識している。県では約50の関係機関・団体と連携して「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を作っているが、その案内リーフレットでは人権課題ごとに相談窓口を掲載している。このリーフレットを広く配布しているが、周知が足りないというご指摘もある。協議会では年2～3回研修会も開催しており、相談窓口の横繋ぎや連携を図っているため、リーフレットをもっと多くの関係機関の窓口においてもらうようにしたり、市町からもっと積極的に配布してもらうようすることにより、まずは様々な相談窓口があるということを知ってもらい、多くの方が適切な相談窓口に繋がることができるように対応してまいりたい。リーフレットは委員の皆様にも提供させていただくので、周知にご協力いただけると幸いである。

もう1点のご質問については、中々お答えするのが難しいが、特定の宗教を信仰していることで差別をされるのは、憲法に定められた信教の自由の観点からも問題がある。一方、公共団体であれば政教分離のような問題もあるし、後援名義の使用承認等の際にも注意を払っているのが事実である。そのようなことに関して相談できる窓口があると言われると、少し難しいのではないかと思うが、特定の宗教の信徒であるために差別をされるということは、あってはならないことである。

過去には宗教を騙った犯罪組織に関連した問題もあったが、そうした問題は個別に是々非々で判断するしかないと思われるので、私見ではあるがお答えさせていただく。

会長

東京の公益財団法人権教育啓発推進センターでは、厚生労働省の委託事業としてアイヌの方々のための生活相談を実施しており、アイヌ出身の女性3名で相談を受け付けている。

そこで聞いた相談内容が差別にあたる判断できる場合、法務省の「人権110番」に繋ぐことにより、相談機関同士の連携協力を図っているため、そうした連携は県レベルの相談業務でも可能ではないかと思われる。

他のご意見等はいかがか。

委員

先程のリーフレットの件について、自分も業務の中でこの相談はどこに繋がればよいか分からないといったことがあるので、そういうものが欲しいと思っていた。そうしたリーフレットがオンライン上で気軽に見られる状態なのかということと、参考1の番号2の質問の回答において、「犯罪被害者相談窓口」および「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）」の相談件数が増えている理由の一つとして「相談窓口の認知度が一定程度浸透してきていること」と書かれているが、どのような形で広報した結果、浸透したのかということが分かれば教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問については、県人権施策推進課のホームページに相談窓口の一覧として掲載させていただいているので、会議終了後に詳細を案内させていただく。

2点目の「SATOCO」の広報の方法については、リーフレット等による広報が行われているということは把握しており、また、県広報誌「滋賀プラスワン」でも特集記事を掲載したこともある。そうした全体的な広報の取組によって認知度が一定程度浸透してきたのではないかと考えられる。

会長

他にご意見やご質問はあるか。

自分が勤務している世界人権問題研究センターでは、高校に出前授業という形で無料で研究員を派遣しており、デートDV等の問題に関しても派遣の実績がある。自分自身は8月にある高校の教職員の方々にヘイトスピーチの講演を行う予定があり、11月には生徒にも講演を行う。高校生に上手く伝えること自体が難しいし、大学の講義とは違う難しさもあるので、8月の講演と11月の講演では全く違う内容で行う予定である。こうした学校の指導現場での人権教育というのは、生徒に理解してもらえるような、あるいは心に届くような言葉で説明する必要がある、中々難しい。

学校現場は忙しく、人権の新しい研修をしたりできる場所は少ないと聞く。人権教育は小学校・中学校・高等学校それぞれで必要なものであるため、小学校用・中学校用・高

等学校用の資料をそれぞれ作っているが、それを活用できる教員が少ないのが実態であり、そういう意味でもまだまだ課題が多いと考えられる。

他にご意見がなければ、この議題についての議論ここまでとしたいと思うが、事務局から何か説明事項はあるか。

事務局（人権施策推進課）

1点補足させていただく。先程「SATOCO」の周知について滋賀プラスワンに特集記事を掲載したとご説明したが、その記事や取材時に伺った情報を確認すると、具体的な周知の方法として店舗や駅の女子トイレの個室にSATOCOのステッカーを貼るといった取組もされているようであり、こうした地道な周知・広報が功を奏したのではないかと考えられる。

会長

それでは続いて、報告事項として「滋賀県人権施策推進審議会の今後の運営等について」として、事務局より説明をお願いします。

報告事項 滋賀県人権施策推進審議会の今後の運営等について

<資料4、参考2および3に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今事務局より説明があったとおり、第11期審議会の会議は残り3回ということであるが、何かご意見やご質問等があればお願いしたい。

委員

関連事業の実施状況について、これだけ各分野に渡っての取りまとめは大変なことであると思うし、様々な事業が実施できたことは良いことだと思うが、今後計画の改定を考えていくにあたっては、各事業のきちんとした評価がどこにあるのかが非常に分かりにくい。

できれば、報告資料に各分野の事業の成果的なものをA B C Dの4段階といった形でもよいので、それぞれ書いていただくと、基本的な評価基準のようなものが分かると思う。

例えば「啓発冊子を1,500部配布した」といってもそれが良かったのか悪かったのかということが分からないし、「会議を4回開催した」といっても参加人数が分からないこともあったりするなど、現状では評価がはっきりしない。資料の取りまとめが大変であることは分かるが、もう少しそうした評価的なものを書いていただくと、次の段階に活かすことができるのではないかと思うので、詳細なものでなくてもよいが、4～5段階程度で評価を示してもらえようをお願いしたい。

事務局（人権施策推進課）

貴重なご意見をいただき、お礼を申し上げます。

施策構築のための見直しを行うためにはP D C Aサイクルのような形で総括した上で次のステップに進むべき、というのはご指摘のとおりであり、大事な点であると思うので、今後どのような形で記載して委員の皆様にご議論いただくのかということを検討し、またご相談させていただきたいと思う。

少し難しいと考えられるのは、評価としては「これだけやった」というアウトプットの評価と、人権意識がこれだけ向上したということや、相談業務で「相談してよかった」という評価をしてもらったといったようなアウトカムの評価があり、どちらでお示するのがよいのか悩ましい部分もあるので、そうしたことも含めて、できるだけ皆様に評価を判断していただきやすいような整理に努めてまいりたい。

会長

他のご意見等はあるか。ないようであれば、事務局には、ただ今のご意見も参考として、今後の審議会の運営方針等を検討いただくようお願いする。

それでは、本日の議事はこれで終了し、事務局に進行を引き継がせていただく。

(以上)